

4 若年性認知症の人の家族への支援

1. 介護者に役立つ制度・事業等

① 介護休業制度

【事業主または兵庫県労働局雇用均等室(078)367-0820】

家族の介護を行う労働者は、事業主に申し出ることにより、両親や配偶者などの対象家族が要介護状態になったとき、対象家族1人につき、要介護状態に至るごとに1回、通算93日までの介護休業制度を取得できます。また、働きながら介護することができるよう、本人の申し出によって短時間勤務制度やフレックスタイム制、始業・終業時刻の繰上げ、繰下げなどの措置が受けられます。(介護休業とあわせて93日まで)

また、平成22年度の改正育児・介護休業法により、介護のための短期の休暇制度が創設され、要介護の家族の通院の付添いなどに対応するため、年5日(対象者が2人以上の場合は年10日)の休暇の取得ができるようになりました。その他、時間外労働や深夜業の制限を求めることもできます。

介護休業中の給与支給の有無や、その支給割合については、事業主によって異なります。雇用保険の被保険者の期間が原則2年間の間に12か月ある人には、雇用保険の「介護休業給付」制度もあります。

② ファミリーサポート事業

【にしのみやしファミリー・サポート・センター(0798)39-1534】

「子育ての手助けをしてほしい人(依頼会員)」と「子育てのお手伝いをしたい人(提供会員)」が、お互いに助け合いながら地域の中で育児の援助活動を行う事業です。預かる子どもは0歳～小学校6年生までが対象となり、主な活動内容は、保育所・幼稚園等の送迎や学校の放課後の預かり等です。会員登録は説明会への参加が必要です。(要予約、無料) 利用するには提供会員に報酬を支払う必要があります。(参考：30分400円～700円 時間・曜日・預かり内容等によって異なる)

③ 留守家庭児童育成センター(学童保育)

【市役所児童・母子支援課(0798)35-3659】

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校1～3年生(障害のある児童は6年生まで)の児童に放課後の適切な遊びや生活の場を与えて健全な育成を図るための施設です。市が設置し、指定管理者(西宮市社会福祉協議会・神戸YMCA・三光事業団・労協センター事業団)が運営しています。利用申込は各指定管理者で受付しており、申し込み用紙は各指定管理者のホームページからダウンロード可能です。

④ 在宅介護支援サービス

① 家族慰労金の支給【市役所高齢福祉課(0798)35-3150】

認知症または寝たきりの人を在宅で介護している家族(同世帯の直系血族(子・孫)・配偶者および兄弟姉妹)に家族介護慰労金(年額12万円)を支給します。

☆対象者：介護保険の要介護度が4または5に認定された市民税非課税世帯に属する人で、過去1年間介護保険のサービスを利用していない(年7日以内のショートステイを除く)人を在宅で介護している家族

② 介護用品の支給

【市役所高齢福祉課(0798)35-3077

または西宮市高齢者あんしん窓口、高齢者介護支援センター(P.34、P.35)】

在宅で失禁のある寝たきりの人を介護している家族に紙おむつなどの介護用品を無料で現物支給します。

☆対象者 ※下記のすべての条件を満たす人を介護している家族(世帯構成員全員の当該年度の市民税が非課税であること)

- ① 西宮市に住民登録され、かつ現に西宮市に居住していること
- ② 要介護認定において、要介護度4又は5に認定されていること
- ③ 常に失禁状態にあること
- ④ 市民税が非課税であること
- ⑤ 生活保護を受けていないこと

☆支給内容 月に1回、紙おむつと尿とりパッドの組み合わせを指定業者が自宅へ配達します。

③ 徘徊高齢者家族支援サービス

【市役所高齢福祉課(0798)35-3077

または西宮市高齢者あんしん窓口、高齢者介護支援センター(P.34、P.35)】

認知症などにより徘徊行動のある人を介護している家族に、受付センターに問い合わせていただくだけで徘徊者の居場所をすばやく特定できる位置検索システム専用端末機をお貸しします。

☆対象者 65歳以上の徘徊高齢者(介護保険の要支援及び要介護と認定された第2号被保険者を含む)を介護している家族

☆費用の負担 基本使用料：月額500円(税別。利用者の属する世帯全員が市民税非課税の場合は免除)
検索料：インターネット検索1回100円(税別。月2回まで無料)
電話検索：1回 200円(税別)

～地区ボランティアセンター・地域活動の紹介～

地域では住民同士の助け合いを目的に、様々なボランティア活動が行われています。

「地区ボランティアセンター(地区VC)」は概ね小学校区、市内32ヶ所で住民の身近な相談窓口として、住民自身が相談を受けたり、お話し相手や簡単な家事支援等のボランティア派遣などを、民生委員や専門機関と連携しながら行っています。どこに相談してよいか分からないこと、制度では対応できない困りごとなど、地域の助け合いによるサポートが可能かもしれません。

他にも地域では、孤立を防ぎ仲間づくりを目的にしたつどいの場「ふれあい・いきいきサロン」が、身近な公民館や集会所で実施されています。

若年性認知症の人が身近な地域活動等に参加したり、趣味やサークル活動を行うことはご本人の生きがいづくりに繋がります。

一歩を踏み出すのは勇気がいることもありますが、ご本人の社会参加や日頃からの近隣とのつながりづくりのためにも、ぜひ、ご参加ください。

◎問い合わせ

地区VCやサロン等の活動について…西宮市社会福祉協議会(0798)23-1142

2. 相談相手・仲間づくり等に関すること

① 若年性認知症交流会 わかみや会

【西宮市社会福祉協議会(0798)23-1140】

若年性認知症のご本人、ご家族がつどい、情報交換や日頃の悩みなどを気軽にお話していただける交流会を月1回、実施しています。同じ立場の人同士で話すことで、お互いの状況を分かり合えたり、悩みを解決するヒントもみつかるかもしれません。気候のよい時期にはお出かけをするなど、ご本人にも楽しく過ごしていただけるような企画もあります。よろしければご本人と一緒にご参加ください。

☆日	時	毎月第2木曜日13:30～15:30
☆場	所	西宮市総合福祉センター(染殿町8-17)
☆交流会主催機関		西宮市社会福祉協議会 認知症地域支援推進員(西宮市高齢者あんしん窓口 高須) 西宮市(高齢福祉課・介護保険課・障害福祉課・地域共生推進課・健康増進課)

② 認知症介護者の会 さくら会

【西宮市社会福祉協議会(さくら会事務局)(0798)23-1140】

認知症介護者の会「さくら会」は、認知症の人を介護している家族同士が集い、介護方法の悩みや認知症の人と関わっていく中での心の葛藤などを打ち明け、経験や情報を分かち合いながら、よりよい介護をめざす介護者の会です。

“仲間同士、手を取りあって、楽しく”を合言葉に、みんなで時には泣き、そして笑いあいながら、介護に向かっていけるように活動を進めています。

☆日時(定例会)	毎月第4金曜日13:30～
☆主な開催場所	西宮市総合福祉センター(染殿町8-17)
☆活動内容	● 定例会の実施 ● 「お食事会」「お花見」などイベントの実施 ● 行政等の委員会への参画
☆会 員	認知症のご家族を介護している人、または介護した経験のある人を正会員の趣旨に賛同されご協力いただける人及び団体を賛助会員としています。
☆会 費	● 正会員：年額1,200円 ● 賛助会員個人：年額1,200円 賛助会員団体：年額5,000円

～NPO法人の活動も広がっています～

行政等の制度やサービス以外にも、介護や高齢者福祉に関する事業や取り組みを行っている特定非営利活動法人(NPO法人)や団体があります。近年、介護経験者や介護に関心のある人たちが中心になって、認知症の人やその家族を支える活動を行う団体も増えてきました。

NPO法人「つどい場 さくらちゃん」は、一軒家で介護者や認知症の人たちが食事を囲んで自由にお喋りしたり、ほっと一息つくことができる場を目指した「つどい場」です。家族が外出するときに認知症の人を見守る事業や、認知症の人と一緒に行くお出かけや旅行の企画実施など、様々な活動を展開しています。

他にも、男性介護者のつどい場や認知症の予防事業、訪問美容・理容などを行うNPO法人や団体があります。

◎問い合わせ

NPO法人「つどい場 さくらちゃん」今在家町1-3 (0798) 35-0251

その他のNPO法人の検索については…<http://www.hyogo-intercampus.ne.jp/v-hyogo/search>